

第7期美唄市総合計画

後期基本計画策定方針

美唄市

令和7年2月

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 策定にあたっての基本的な考え方.....	2
3 計画の構成と期間	3
4 総合戦略との関係	4
5 策定体制.....	5
6 意見徴収.....	5
7 事務局	5
8 策定スケジュール	6

1 計画策定の趣旨

本市では、令和2年度に第7期美唄市総合計画基本構想（計画期間：令和3年度～令和12年度）及び前期基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、目指す都市像「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向け、施策や事業を計画的に推進してきました。

こうした中、前期基本計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、本市を取り巻く社会経済状況の変化に適切に対応するとともに、令和8年度以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に後期基本計画を策定します。

また、地方創生の推進と人口減少の克服のため令和2年度に策定した第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和2年度～令和7年度まで延長）についても、令和7年度に計画期間が終了することから、次期総合戦略を後期基本計画との整合を図りながら、一体的に策定します。

2 策定にあたっての基本的な考え方

後期基本計画は、基本構想で掲げた「目指す都市像」とそれを実現するための「5つの挑戦（基本理念）」、「まちづくりの推進の方策（基本計画）」といった「まちづくりの体系」など基本的な枠組みは継承しつつ、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を市民と行政が共有するとともに、これからのまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめる計画として策定します。

後期基本計画の策定にあたっては、以下の点に留意しながら策定を進めます。

【計画策定の視点】

(1) 社会情勢の変化に対応した計画

人口構造の変化や公共施設の老朽化などの課題に加えて、自然災害の発生さらには国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）※1」や「Well-being（ウェルビーイング）※2」等の新たな時代の潮流に対応した計画とします。

(2) 本市の地域特性を活かした計画

本市の魅力を最大限に高め、活力を引き出せるよう、“美唄らしさ”を持った計画とします。

(3) 市民との協働による計画づくり

総合計画に対する理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行います。

(4) 実現性・実効性を重視した計画

人口減少、少子高齢化の影響や財行政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画とします。

※1 「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」社会を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。

※2 「Well-being（ウェルビーイング）」とは、身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念です。

3 計画の構成と期間

第7期美唄市総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものであり、市の最上位計画です。総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成し、それぞれの計画期間は以下のとおりです。

① 基本構想【改訂なし】

目指す都市像やその実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標を定めたものであり、10年間継続します。

② 基本計画【後期基本計画策定】

基本目標の達成に向けた「重点事業」「基本施策」「施策と主な取組」の具体的内容を掲げるものであり、前期5年、後期5年の2期に分けて策定します。前期基本計画の体系を踏まえながら改訂を行います。

③ 市民と一緒に行うまちづくりの取組み一覧（事務事業インデックス）【後期基本計画に基づき改訂】

基本計画に示した施策を推進するために必要な主要な事務事業について、個別の評価表を一覧化して実施時期などを具体的に示すものです。3年間の計画として策定し、毎年ローリング方式による見直しを実施します。

4 総合戦略との関係

第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、地方創生に関する本市の目標や施策の基本的な方向、また、施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるものです。

「総合計画」と「総合戦略」の双方は極めて関連性が高いことから、策定事務の効率的な連携を図るとともに、両計画の策定にあたっては相互の整合性を図る必要があります。

そのため、現総合戦略は計画期間を1年間延し令和7年度までとしており、次期総合戦略は後期基本計画に一体化させて令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として策定します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合計画 (基本構想)		計画期間 10年									
総合計画 (基本計画)		前期基本計画：計画期間 5年					後期基本計画：計画期間 5年				
総合戦略		現行総合戦略：計画期間 6年（1年延長）					次期総合戦略：計画期間 5年				

5 策定体制

後期基本計画の策定体制は、次のとおりとします。

(1) 総合計画審議会（設置根拠：総合計画審議会設置条例）

審議会において計画案の審議を行うとともに、意見・助言・提言をいただく。

人 数	20名以内
構 成	学識経験者、各種（産官学金労農）分野の団体代表により構成する。

(2) 総合計画策定委員会（設置根拠：第7期美唄市総合計画等策定委員会設置要綱）

総合計画の策定及び見直しを行うために設置される内部委員会です。市長、副市長、教育長以下、全部長級職員により構成されます。

人 数	13名
構 成	委員長 …市長、副委員長…副市長 委員…教育長、部局長及び理事

6 意見徴収

(1) 世論調査

- ・まちづくり市民アンケートの実施

(2) 市民まちづくりワークショップ

人 数	30名以内
構 成	無作為に抽出されたまちづくり市民アンケート対象市民から応募

(3) パブリックコメント

7 事務局

総務部企画財政課に設置し、各種調整等を行います。

8 策定スケジュール

令和7年11月までに第7期美唄市総合計画後期基本計画（案）を策定し、市議会への説明を経て、令和7年度中に公表します。

（詳細別紙）